固定資産課税台帳の閲覧

月に送付する納税通知書に記

縦覧制度についてお知らせし 土地・家屋価格等縦覧帳簿の

項証明書の交付

4月1日以

●固定資産課税台帳登録事

土地·家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者

※土地のみ所有する人は、土

地価格等縦覧帳簿、家屋のみ

工事も改修後3カ月以内に申 産税を軽減します。いずれの

省エネ改修した場合、

固定資

限ります

バリアフリー

改修

次の全ての要件を満たすもの▷昭和57年1月1日以前に建てら

れたもの▷平成27年12月31日までに耐震基準に適合する工

住宅を耐震・バリアフリー・

住宅改修後の

申請お忘れ

-改修または省エネ改修による

(Im H

告を。要件は下表のとおり。

問合せは資産税課(079

※代理人も可

山口地区は北部土地家屋チー8・35・3225)、塩瀬・

塩瀬・

の1を1年度分軽減します。

の固定資産税額のうち、3分

バリアフリー改修した住宅

ただし、1戸当たり100平

事を行ったもの ※バリアフリ

軽減措置との併用不可

ム (0797・61・004

降の午前9時~午後5時半

に、税務管理課(市役所本庁

 $0.00 \cdot 0.00$ 

問合せは資産税課

079 塩瀬・

山口地区は北部土地家屋チー

ステーションで。要発行手数 舎2階)、各支所、アクタ西宮

問合せは税務管理課

《平成27年度固定資産税に関する閲覧・縦覧制度》

資産税課(市役所本庁舎2階)、北部土地家屋チ・

4/1以降の午前9時~午後5時

半(土・日曜、祝日を除く) (注)

固定資産税の納税義務者

山口支所での閲覧は6月1日まで

耐震改修

瀬・山口支所内)

・破産管財人など

※それぞれ代理人も可

借地人

・借家人

対象

が変わります。ただし、

年度分~2年度分軽減しま 産税額のうち、2分の1を1

し、1戸当たり120平方は 1年度分軽減します。ただ 震改修した住宅の固定資

資産税額のうち、3分の1を

省エネ改修した住宅の固定

省エネ改修

改修時期により軽減期

798 • 35 • 3251)

 $(0797 \cdot 61 \cdot 004$ 

## 「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成27年度の固定 固定資産税など各種制度を紹介 市は、1月1日現在、市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に きちんと確認、

資産課税台帳の閲覧や、 固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

以通 固定資産評価審査委員会に 後60日間については、西宮 知書を受け取った日の翌日 ●固定資産課税台帳価格の 4月1日から納税

期間などは左下表のとおり。

また、4月1日~6月1日

を確認できる制度です。閲覧 産に関する内容(評価額など) 税台帳に登録された自己の資

審査の申し出をすることがで 問合せは西宮市固定 4/1~6/1の午前9時~午後 5時半(土・日曜、祝日を除く)

税台帳の写し(名寄帳)を無料

土・日曜、祝日を除く)は、

で受け取ることができます。

どは左表のとおり。 所有する人は家屋価格等縦

固定資産税

屋の評価額を比較することが の縦覧は、自己の土地・家屋 の評価額と、他人の土地・家 できる制度です。縦覧期間な 縦覧帳簿の縦覧 土地・家屋価格等縦覧帳

(0798 • 35 • 3200 税務管理課内)

地·家屋価格等

**\*** • •

# 資産評価審查委員会事務

35 · 3233) <°

問合せは納税課(0798・

税や納税について紹介してい

の手続き→市税)でも市

### 課税明細書が 利用できます

送付や電話連絡により早期の

行います。ぜひご利用くださ

午後5時に納税課(市役所

祝)・22日(日)の午前9時~

【日程・会場】3月21日(土・

を対象に、「休日納税相談」を

日に納税相談に来られない

納に努めています。

勤務などの都合で平

また、市のホームページ(く

関から入ってください

(舎2階)

※当日は

るため、督促状・催告書等の市は、滞納市税の解消を図

市役所本庁舎

は、納税義務者が固定資産課

合等には、証明書の発行は

死亡の場合や、1月2日以後

きます。ただし、

は、土・日曜、祝日も交付で ※アクタ西宮ステーションで

|定資産課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧

固定資産

休日納税相談を開催

固定資産の価格を確認する書 税通知書に添付している「課が、固定資産税・都市計画税納 類としてご利用ください。 格を記載する必要があります をする際には、固定資産の 法務局で不動産の登記申 価請

で確認できます。

明書) 護を図るため、固定資産課税 台帳登録事項証明書(評価証 請求を防止し、個人情報の保 市は、税務証明書の不正な

っています。請時に申請考 請する場合は、 提示してく 窓口では、 は、本人確認書類ださい。郵送で申 0 本人確認を行

などの証明書の交付申

税務証明書の交付申請時

を

任状も必要となりますのでご代理人が申請する場合は、委の写しを同封してください。 免許証、パスポート(旅免許証、パスポート(旅 住民基本台帳カード、 注意ください。 問合せは税務管理課 (旅券)、 里転

0 7

超のものに限る(注) 、リアフリー改修 省エネ改修

種類

改修

次の全ての要件を満たすもの(賃貸住宅を除く) ▷平成19年1 月1日以前に建てられたもの♪28年3月31日までに工事を 改 行ったもの ▷ 65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けてい修 る人または障害のある人が居住していること ▷廊下の拡幅、階 段のこうばいの緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、床 の段差解消、引き戸等への取り替え、床材の滑り止め化のいず れかの工事をすること

次の全ての要件を満たすもの(賃貸住宅を除く) ▷平成20年1 月1日以前に建てられたもの♪28年3月31日までに工事を 行ったもの♪①外気と接する窓、②床、③天井、④壁の省エネ基 準に適合する断熱改修工事をすること ※必ず①を含む工事で

(注) 平成25年3月31日までに契約した場合は30万円以上のもの

居住用家屋の敷地(住宅用地) 固定資産税・都市計画税が軽減さ れる特例措置があります。

この特例は、固定資産税の賦課期日で ある1月1日において、住宅用地として 利用されている土地に適用します。

住宅用地の認定のため、家屋の用途を したり、隣地を住宅の敷地とした場 合など土地の用途を変更した場合は連絡 てください。

なお、新たに住宅の建築が予定されて いる土地や、住宅が建築中の土地にはこ の特例は適用しません。ただし、建て替 えの場合は要件を満たせば、特例を適用 しますのでお問い合わせください。

また、この特例に該当する場合、毎年 送付する納税通知書の課税明細書に「住 宅用地」または「一部住宅用地」と記載 しています。

問合せは資産税課(0798・35・ 3221)、塩瀬・山口地区は北部土地 家屋チーム(0797・61・0048)へ。

《住宅用地の課税標準の特例》

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅用地のうち一戸当た り200平方流までの部分)	評価額の 6分の1	評価額の 3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち一戸当た り200平方 〜 を超える部 分)	評価額の 3分の1	評価額の 3分の2